

議事要旨(3)企業会計基準公開草案「『退職給付に係る会計基準』の一部改正(その2)(案)」について

冒頭、西川副委員長から、本件は、複数事業主制度の例外処理(退職給付会計基準 注解(注12)に基づく処理)を適用している場合における開示の拡充に関するものであり、本日議決予定である旨の説明があった。

続いて、河本専門研究員から、公開草案による改正のポイントと前回の委員会からの主な修正箇所について、次の説明が行われた。

(改正のポイント)

複数事業主制度の例外処理を適用している場合の開示について、従来は、掛金拠出割合等により計算した年金資産を注記することとされていたが、改正案では、重要性が乏しい場合を除き、年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の掛金等に占める自社の割合並びにこれらに関する補足説明を注記することに変更することとしている。

(前回委員会からの主な修正箇所)

- ・ 年金制度に積立不足がある場合の引当計上の考え方に関する記載について、通常の場合には全額を一時に引当処理する必要はないが、解散や脱退の見込みがある場合のように通常と異なる場合には引当計上を要する場合がある旨を追記することとした。
- ・ 退職給付以外の負債に係わる論点に関する記載については、文意が分かり難いという意見や不要ではないかとの意見もあったが、退職給付の議論とは別の分野の今後の議論にもつながるようにとの趣旨から、文章を修正したうえで記載を残すこととした。
- ・ 適用時期について、平成19年4月1日開始事業年度から適用するものとした。

事務局からの説明の後、出席した委員から、退職給付以外の負債に係わる論点に関する記載について、「負債の相手勘定として資産や純資産(評価・換算差額等)が計上される」場合とは具体的に何を想定しているのかという質問があった。これに対して、事務局から、検討途中の段階ではリース取引や繰延ヘッジ損益を例示として記載していたが、記載するとかえって分かり難いという意見があったことから、シンプルな記載に修正したものである旨の説明がされた。

以上の議論の後、字句等の修正は委員長に一任することを前提として、出席委員10名全員の賛成により公開草案の公表が議決された。

以上

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。